

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第9回 在留資格「特定技能」とは？

みなさん、こんにちは。行政書士の李です。今回は、技能実習及び育成就労の次のステップとなる、特定技能制度について解説します。前回の内容とも関連しますので、あわせてお読みください。

特定技能制度とは？

特定技能制度とは、人手不足が深刻な産業分野において、一定以上の専門性及び技能を有する外国人を受け入れるための在留資格制度です。2019年4月から運用が開始されましたが、コロナの影響を受け、実際は2022年頃から本格的な運用開始となりました。

特定産業分野

特に人手不足が深刻なため特定技能制度の活用が認められている業界のことを、特定産業分野と言います。令和7年5月現在、以下の16分野が対象となっています。

①介護 ②ビルクリーニング ③工業製品製造業 ④建設 ⑤造船・
船用工業 ⑥自動車整備 ⑦航空 ⑧宿泊 ⑨自動車運送業 ⑩鉄道
⑪農業 ⑫漁業 ⑬飲食物品製造業 ⑭外食業 ⑮林業 ⑯木材産業

外国人労働者の業務内容は、産業分野ごとに入管が定めています。対象となる産業分野であっても、従事させる業務内容が、入管が想定するものでなければ、外国人を雇うことはできませんので注意が必要です。

特定技能制度の特徴

①区分

在留資格特定技能には、1号と2号の2つの区分があります。1号では最大5年間日本に在留することが認められます。一定要件を満たして2号に移行できた場合は、在留期間の上限はなくなり、ずっと日本で働くことができます。

②採用要件

1号で、日本で働くためには、産業分野ごとに設けられている技能評価試験及び一定水準以上の日本語試験に合格する必要があります。試験は日本や諸外国で実施されますが、年間の実施回数はそれほど多くはありません。

③登録支援機関による支援と自社支援

登録支援機関とは、1号特定技能外国人が職業生活・日常生活を安定的に過ごすために、当該外国人及び受入企業をサポートする機

関のことです。行政書士、事業協同組合、人材会社などがこの業務を行います。受入企業は原則として登録支援機関に特定技能外国人に対する支援を委託しなければなりません。但し、次の要件を満たした場合は、委託せず、自社で支援を実施することが可能です。

- ・過去2年以内に外国人労働者の雇用及び管理を適正に行った実績があること
- ・過去2年以内に外国人労働者の生活相談業務に従事した社員を、支援責任者及び支援担当者に任命していること
- ・通訳などを手配し、外国人が理解できる言語で支援できる体制が整っていること
- ・書類の作成及び保存等が適切に管理されていること
- ・支援業務を適切に遂行できる計画を策定すること
- ・過去5年以内に法令等の違反がないこと

④転職の可否

特定技能制度においては、同一の業務区分であれば、特定技能外国人は自由に転職することが認められています。現在と異なる産業分野に転職する場合は、当該分野の試験に合格することで転職が可能となります。

⑤入管への報告義務

外国人の受入状況や、3ヶ月に1回以上実施する定期面談の結果など、受入企業は入管にその内容を報告しなければなりません。

技能実習制度との主な事項の比較

今までの内容をまとめて、技能実習制度と比較すると次の通りです。

	技能実習（団体監理型）	特定技能（1号）
在留期間	1号：1年以内、2号：2年以内 3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
入国時の試験	介護職種以外なし	特定産業分野及び日本語の試験に合格
外国人支援業務	監理団体（事業協同組合等の非営利法人）による監査等を受ける義務あり。	登録支援機関による支援等を受ける。一定要件を満たすことで、自社支援が可能。
転職	原則不可	同一業務区分内において転職可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし（介護分野、建設分野を除く）



李 泳勲（い・よんぶん）
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。

今回は、特定技能制度について解説しました。日本の人手不足を解決するために作られた制度であり、今後も制度の利用がさらに増加すると予想されます。次回は、インターンシップやワーキングホリデーが含まれる、在留資格「特定活動」について解説します。次回もぜひご覧ください！